

第29回都区のあり方検討委員会幹事会 議事要旨

日 時 平成23年11月24日（木）午前10時から

場 所 都庁第一本庁舎 7階 会議室

出席者 （都側）

笠井総務局長、岸本総務局行政部長、土渕総務局行政改革推進部長、武市財務局主計部長、山内知事本局自治制度改革推進担当部長、堤総務局区市町村制度担当部長、梅村総務局行政部区政課長

（区側）

山崎墨田区長、武井港区長、成澤文京区長、柏崎葛飾区副区長、大井江東区政策経営部長、志賀特別区長会事務局次長

会議の概要

（1）開会

◎座長

前回の幹事会は、本年1月に開催し、4年にわたり検討を行った事務配分の検討対象444項目の方向付けがすべて終了したが、都側から、今後の進め方についてもう少し時間をかけて検討したい旨の申し出があったため、改めて幹事会を開いて平成22年度の検討状況のとりまとめの整理を行い、検討委員会に報告するものとしたところである。

その後、東日本大震災が発生したこともあり、前回の幹事会から10か月が経過し、ようやく都の内部調整と都区の調整が整い、本日幹事会を開くこととなったのでよろしくお願いしたい。

（2）第28回都区のあり方検討委員会幹事会の議事要旨について

（3）都区のあり方検討委員会の委員の異動及び幹事会の構成員の異動について

（4）都区のあり方検討委員会への報告内容のとりまとめについて

資料説明の後、検討を行った。

<都側から資料2「都区のあり方検討委員会幹事会 平成22年度の検討状況（案）」の説明>

○都側

都区のあり方検討委員会幹事会の平成22年度検討状況の報告書案について説明する。資料2「都区のあり方検討委員会幹事会 平成22年度の検討状況（案）」をご覧いただきたい。

まず、報告書の構成であるが、1ページの冒頭に検討委員会からの下命に基づき検討を行った旨を記載し、以下、「都区の事務配分」、「特別区の区域のあり方」、「税財政制度」の3課題それぞれについて、平成19年度から平成22年度までの検討状況を記載している。なお、平成22年度については、「その他」として児童相談所のあり方に関連して、都区双方の発言を記載している。

以下、平成22年度の検討に係る部分を中心に説明する。

まず、「1 都区の事務配分について」である。3ページの上から4つ目の○に、

検討委員会から平成２２年度の検討事項について、「検討対象とした４４４項目の事務について、基本的な方向付けを行うべく、引き続き検討を行う。また、具体化を行うための実務レベルの検討体制を検討する。検討にあたっては、地方分権改革に係る動向を踏まえる。」と下命があった旨を記載している。

その下の「（２）平成２２年度の検討状況」には、まず、任意共管事務のうち１０２項目を具体的に検討し、検討対象外とした９項目を除いた９３項目の方向付けを行ったこと。

次に、任意共管事務の検討にあたり、基本的方向とりまとめの選択肢を３つから４つに変更したことに伴い、既に検討が終了していた法令に基づく事務のうち「移管の是非を引き続き検討する事務」と整理した９４項目について検討の方向付けの再整理を行ったこと。

次に、「固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税、都市計画税及び事業所税の賦課徴収に関する事務」については、「税財政制度のあり方」に係る課題として整理したこと。

これらにより、当初予定していた検討対象４４４項目の方向付けが終了したこと。

最後に、具体化を行うための実務レベルの検討体制の検討には至らなかったことを記載している。

続いて、「２ 特別区の区域のあり方について」である。５ページの「③平成２１年度」の２つ目の○に、検討委員会から「特別区の区域のあり方については、引き続きの課題であり、『東京の自治のあり方研究会』の結果を待って、必要に応じ議論する。」と下命があった旨を記載している。

その下の「（２）平成２２年度の検討状況」には、都から、都区制度・分権改革関連の動き等に関する資料が提示され、意見交換を行ったこと、また、「東京の自治のあり方研究会」の報告があったことを記載している。

続いて、「３ 税財政制度について」である。５ページの下から３つ目の○、「②平成２１年度」に、検討委員会から「今後の検討課題の議論の推移を踏まえて整理する。」と下命があった旨を記載している。

その下の「（２）平成２２年度の検討状況」には、具体的な議論を行う状況に至らなかったことを記載している。

続いて、５ページの下、「４ その他」である。平成２２年度の幹事会の中で、区から「都が所管する児童相談所と区が所管する子ども家庭支援センターの連携不足等から、あつてはならない事故が発生しており、児童相談所のあり方について一刻も早く検討に入る必要がある」との提案があったこと。これに対して都は、「児童相談所の問題については、緊急を要するということで、できるだけ早く検討体制等について都区間で協議して、実務的な課題の整理から始めていきたい」との考えを示したことを記載している。

次に、報告書の参考資料について説明する。表紙に目次が付いており、次のページ以降に参考１から参考１２までの資料を掲載している。

参考１は幹事会の会議経過、参考２は会議概要を整理したもので、いずれも検討の経緯が分かるように第１回幹事会から記載している。なお、本日の幹事会に関する部分については、会議終了後に整理することとする。

次に、参考３は、都区の事務配分に関する検討状況で、検討対象４４４項目の検討状況を一覧にしたものである。

参考４から参考７は、検討対象事務を選定するための基準などを掲載したものである。

次に、参考８は、幹事会に提出された特別区の区域のあり方、都区制度・分権改革関連の動き等に関する資料を一覧にしたものである。

参考９から参考１１は、幹事会に提出された特別区の区域のあり方に関する都側及び区側資料の主だったものを掲載している。

参考１２は、幹事会に提出された税財政制度に関する区側資料を掲載している。

＜資料２をもとに検討＞

◎座長

説明があった、幹事会の検討状況のとりまとめに関する報告文及び参考資料の案について、意見等があれば伺いたい。

〔「なし」との発言あり〕

◎座長

検討委員会には、今説明があった資料２の内容により報告することとする。なお、報告書の記述についての最終的な調整は、正副座長に一任願いたい。

〔「異議なし」との発言あり〕

○区側

平成２２年度の検討状況のとりまとめを受けて区側から一言申し上げたい。

足掛け５年をかけて、事務配分の検討対象４４４項目についてひと通り検討の方向付けを行ったところであるが、この結果については都区双方の真摯な議論によるものであり、重く受け止めなければならないと思っている。都区双方の関係者の皆さんに感謝申し上げる。

今回のとりまとめの中で検討には至らなかったものについては、今後都区双方で時間をかけて検討していく必要があると思っている。しかし、都区双方が一致したものについては、早期に実現できるよう協力をお願いしたい。

○都側

区側から足掛け５年という話があったが、この間、事務配分の検討対象４４４項目の仕分けや特別区の区域に関わる話などについて、まさに喧々諤々の議論を行い、都区双方にとって本当に実りの多い議論ができたのではないかとと思っている。

その中で、都区双方が合意に至ったもの、至らなかったもの、大きな課題として残っているものなどがあるが、一方で都区のあり方検討とは別に、市町村も交えて東京の自治のあり方研究会を始めることができた。

今後、東京都を巡る状況は、国の進めていく地方自治制度改革の中の一番大きな目玉、課題になっていくのではないかと。そういった中で都区の関係をどのようにやっていくのかということが一番の論点になっていくと思っている。

こういう形で都区のあり方検討を５年にわたって続けてきたが、今後も都区で様々な課題について協議し、言い方は強過ぎるかもしれないが、国に決して流されることがないようにしていきたいと思っている。

○区側

まず、この間の座長、副座長の尽力に感謝を申し上げる。

こういう形で任意共管事務も含めて都区双方で率直な意見交換をして、検討の方向付けのまとめができたということは大変意義のあることだと思っている。

しかし、税財政の課題については、金額の多寡という問題だけではなく、税目のあり方などについても議論したいと思っていたが、未だそこには至っていない。区側としては、こうした問題意識を持っており、引き続きいろいろな場で協議していきたいと思っている。

○区側

今後も、様々な課題について、都区の間で真摯に話し合いをするという姿勢を持ち続けることが何よりも大切だと考えている。国や他自治体等の動きに惑わされることなく、都区がしっかりと話し合いを続けることが必要だと思っているのでよろしくお願いしたい。

◎座長

予定の時間になったので、以上で閉会とする。